

平成22年第3回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）

平成22年5月6日（木）

開会 午前 9時52分

閉会 午後 2時16分

◎出席議員（18名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	6番	沼田邦彦
7番	高德正治	8番	佐藤昇市
9番	板橋邦夫	10番	水上正治
11番	平山進	12番	佐藤雄次郎
13番	小森幸雄	14番	滝田志孝
15番	高田悦男	16番	中山五男
17番	平塚英教	18番	樋山隆四郎

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	平山隆
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
総合政策課長	国井豊
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	高橋博
こども課長	堀江久雄
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	鈴木重男
環境課長	小川祥一
都市建設課長	岡清隆

上下水道課長

栗野育夫

学校教育課長

羽石浩之

生涯学習課長

川堀文玉

◎事務局職員出席者

事務局長

澤村俊夫

書記

藤田元子

書記

佐藤博樹

書記

菊地唯一

○議事日程

日程 第 1 仮議席の指定について（臨時議長提出）

日程 第 2 選挙第1号 議長の選挙について（臨時議長提出）

○追加議事日程（第1号）

追加日程 第 1 議席の指定について（議長提出）

追加日程 第 2 会議録署名議員の指名について（議長提出）

追加日程 第 3 会期の決定について（議長提出）

追加日程 第 4 選挙第2号 副議長の選挙について（議長提出）

追加日程 第 5 発議第1号 常任委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程 第 6 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程 第 7 発議第2号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程 第 8 報告第2号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程 第 9 発議第3号 議会運営委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程 第10 報告第3号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程 第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）

追加日程 第12 議案第4号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について（市長提出）

追加日程 第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）（市長提出）

追加日程 第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）

追加日程 第15 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について）（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程及び追加議事日程に同じ

[午前 9時45分]

○事務局長（澤村俊夫） 本日は一般選挙後最初の議会でございます。まだ、議長の職務を行う方がおりませんので、開会前に私のほうで進行させていただきます。

◎執行部及び議員の紹介

○事務局長（澤村俊夫） この会議は選挙後初の議会でございますので、執行部及び議員の紹介を行いたいと思います。初めに執行部、市長、副市長、教育長、会計管理者の自己紹介をお願いいたします。

[市長 副市長 教育長 会計管理者 自己紹介]

○事務局長（澤村俊夫） 次に、課長の自己紹介をお願いいたします。

[総合政策課長以下各課長 自己紹介]

○事務局長（澤村俊夫） 次に、各議員の皆様をご紹介申し上げます。今、座られている議席の順にお名前をお呼びいたしますので、ご起立の上、ご一礼をお願いいたします。

[事務局長 各議員の紹介]

○事務局長（澤村俊夫） 以上で紹介が終わりました。

改めて申し上げます。本日は一般選挙後最初の議会でございますので、まだ、議長の職務を行う方がおりません。したがって、議長が選ばれるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づき、最年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席されております議員の中で板橋邦夫議員が最年長でございます。板橋議員、どうぞ議長席にお着き願います。

[臨時議長 板橋邦夫 議長席着席]

○臨時議長（板橋邦夫） 皆さん、改めましておはようございます。ただいまご紹介をいただきました板橋邦夫でございます。地方自治法第107条の規定に基づきまして、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。

議員の皆様方のご協力をいただきまして、無事に職務を果たしたいと考えておりますので、特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさついたします。よろしくどうぞお願いします。

[午前 9時52分開会]

○臨時議長（板橋邦夫） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第3回那須烏山市議会5月臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますので、ご了解願います。

◎市長あいさつ

○臨時議長（板橋邦夫） ここで市長のあいさつを求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄） ごあいさつを申し上げます。

新しく選ばれました議員各位をお迎えいたしまして、ごあいさつを申し上げる機会を得ましたことは、私にとりましてまことに光栄に存ずるところでございます。さて、議員各位には、去る4月25日に執行されました那須烏山市議会議員選挙におきまして、市民の期待を担ってめでたくご当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開会をする運びになりましたことは、まことにご同慶にたえないしいでございませう。

戦後、現在の地方自治制度が発足いたしましてから早60年余りを経過いたしておりますが、この間、住民福祉向上のための諸制度が整備、充実をされるとともに、市議会先輩各位のたゆまぬ努力によりまして、市政が確実に発展をしてきましたことはまことに喜びにたえないところであります。

私といたしましても、住民福祉の向上のため、公平公正な市政運営に渾身の努力を傾ける所存でございます。議員各位には、何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、何とぞ温かいご理解をいただき、市民の福祉と市政発展のために格段のご指導、ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

さて、平成22年度那須烏山市の行財政各般につきましては、去る3月の議会定例会において私どもからご説明を申し上げ、議決をいただいているところでもございますが、引き続きご当選の各位には、既に具体的内容についてご承知をいただいているところではございますが、この機会に改めましてその概要を申し述べまして、各位のご了承をいただきたいと存じます。

本市まちづくりの羅針盤となります那須烏山市総合計画の前期基本計画は、スタートいたしまして3年目を迎えますが、本年度もこの計画の着実な実現を目指した事務事業を推進してまいります。とは言いましても、一昨年来の世界的な経済金融危機の影響はいまだいえず、地域

に根ざした企業は相次ぎ撤退をし、企業収益は急激に悪化、個人所得も大幅に減少するなど、市民生活とともに市の財政影響も厳しい状況が続いております。

このため、本年度は国、県の施策を的確に把握をしながら、雇用を含めた経済対策を推進するとともに、教育、福祉、医療、保険、安心、安全、環境など、市民の生活優先に重点を置いて選択と集中による効率的な事務事業を展開することといたしております。

この結果、平成22年度の予算額は一般会計が124億6,000万円となり、8つの特別会計を加えた総額は189億9,680万円と前年度比5.9%の増加となっております。項目別に主な事業を見てまいりますと、まず、企業誘致事業や中小企業融資支援事業、新事業創出支援事業など、雇用、経済対策の強化に努めさせていただいております。

教育面では、昨年に引き続き烏山小学校体育館を改築するとともに、新たに烏山中学校校舎の耐震化改修を行いたいと思います。また、学力向上を目指したサタデースクール事業、特色のある教育を進めるための英語コミュニケーション事業、山あげ行事や長者ヶ平官衙遺跡など文化財の保存活用を努めてまいりたいと思います。

子育て支援には、市といたしましても特に力を注いでおりまして、国の子ども手当給付金事業のほか、こども医療費の中学3年生までの拡大事業、5歳児発達支援事業、臨床心理士の採用、股関節脱臼検診補助などを新たに行います。このほか、福祉タクシー事業、老人福祉施設の建設支援、高齢者生活支援、地域対策モデル事業などといった福祉事業を展開してまいります。

さらに、地球環境保全と省エネの推進を図るために、エコキュート補助事業、市道13路線の道路整備事業、農商工連携推進、観光対策事業など、市民が暮らしやすいまちづくりを展開してまいります。

これらの諸事業はいずれも重要な問題ばかりでございますが、市政に精通されたベテランに加えて、清新はつらつたる議員各位をお迎えできましたことは、まことに力強く感謝に堪えません。どうか議員各位におかれましてはますますご健勝でご活躍をくださるようご祈念を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、専決処分の承認を求める補正予算1件と、条例の一部改正2件及び人事案件1件の計4件を執行部側から上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（板橋邦夫） 以上で市長のあいさつが終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付されたとおりでございます。事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成22年第3回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）

開議 平成22年5月6日（木） 午前10時

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙について

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（板橋邦夫） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席を仮議席と指定いたします。なお、市長提出議案に入るまでの間、市長以下各課長には退席して下さるようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

〔市長以下各課長 退席〕

再開 午前10時06分

○臨時議長（板橋邦夫） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（板橋邦夫） 日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

選挙第1号

議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うものとする。

平成22年5月6日 提出

那須烏山市議会臨時議長 板橋邦夫

○臨時議長（板橋邦夫） 選挙の方法については、投票、指名推選のいずれかの方法がありますが、お諮りいたします。議長の選挙は投票によることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（板橋邦夫） 異議なしと認めます。したがって、投票によることに決定しました。

議場を閉鎖させます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（板橋邦夫） ただいまの出席議員は18名です。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（板橋邦夫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（板橋邦夫） 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○臨時議長（板橋邦夫） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名・フルネームを記載の上、1番の議員より順次お名前を読み上げますので投票願います。事務局長に点呼させます。

（事務局長点呼・投票）

○臨時議長（板橋邦夫） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（板橋邦夫） 投票漏れはないものと認めます。投票を終了します。

ただちに開票を行います。

開票にあたり、会議規則第31条第2項の規定により立会人2名を指名いたします。

立会人に、1番田島信二議員、2番川俣純子議員を指名いたします。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（板橋邦夫） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。有効投票18票、無効投票0票。有効投票のうち、滝田志孝議員9票、沼田邦彦議員6票、樋山隆四郎議員2票、平塚英教議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票は、地方自治法第118条第1項及び公職選挙法第95条第1項第3号

の規定により5票であります。

したがって、滝田志孝議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(板橋邦夫) ただいま議長に当選されました滝田志孝議員が議長におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選された滝田志孝議員の議長就任のごあいさつをお願いいたします。

14番滝田志孝議員。

〔議長 滝田志孝 登壇 あいさつ〕

○議長(滝田志孝) ただいま投票によりまして議長に指名されました滝田でございます。何かと皆様方にお世話になりながら、任期中一生懸命やりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。大変お世話になります。

○臨時議長(板橋邦夫) それでは、議長が決定しましたので、議長職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

〔議長 滝田志孝 議長席着席〕

○議長(滝田志孝) 会議を進めます。本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

これより日程を追加して、議事を進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(滝田志孝) 異議なしと認め、日程を追加して議事を進めます。

追加議事日程及び議案書を配付いたします。

(追加議事日程・議案書配付)

○議長(滝田志孝) 追加議事日程を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

追加議事日程(第1号)

平成22年第3回那須烏山市議会5月臨時会(第1日)

追加日程 第1 議席の指定について

追加日程 第2 会議録署名議員の指名について

追加日程 第3 会期の決定について

追加日程 第4 選挙第2号 副議長の選挙について

追加日程 第5 発議第1号 常任委員会委員の選任について

追加日程 第6 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

- 追加日程 第 7 発議第2号 議会広報委員会委員の選任について
- 追加日程 第 8 報告第2号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について
- 追加日程 第 9 発議第3号 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 第10 報告第3号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について
- 追加日程 第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程 第12 議案第4号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について
- 追加日程 第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）
- 追加日程 第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）
- 追加日程 第15 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について）

◎追加日程第1 議席の指定について

○議長（滝田志孝） 追加日程第1 議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席については現在、着席している議席のとおり指定します。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（滝田志孝） 次に、追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

- 1番 田島信二議員
- 2番 川俣純子議員を指名いたします。

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（滝田志孝） 追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（滝田志孝） 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

[事務局長 朗読]

選挙第2号

副議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。

平成22年5月6日 提出

那須烏山市議会議長 滝田志孝

○議長（滝田志孝） 選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法がありますが、お諮りいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時42分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

副議長の選挙は投票によることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。よって、投票によることと決定しました。

議場を閉鎖させます。

(議場閉鎖)

○議長（滝田志孝） ただいまの出席議員は18名です。投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（滝田志孝） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（滝田志孝） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次お名前を読み上げますので、順に投票願います。事務局長に点呼させます。

（事務局長点呼・投票）

○議長（滝田志孝） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

ただちに開票を行います。

開票にあたり、会議規則第31条第2項の規定により立会人2名を指名いたします。

立会人に、3番渋井由放議員、4番渡辺健寿議員を指名いたします。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（滝田志孝） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。有効投票17票、無効投票1票。有効投票のうち、平山 進議員10票、久保居光一郎議員7票。

以上のおおりであります。

この選挙の法定得票は5票です。

したがって、平山 進議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（滝田志孝） ただいま副議長に当選されました平山 進議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました平山 進議員の副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

11番平山 進議員。

〔副議長 平山 進 登壇 あいさつ〕

○副議長（平山 進） ただいま副議長に選任いただきましてまことにありがとうございます。先ほど話したように、この議会運営が市民のために、また市民の声を反映できるような活発な議会運営にしていきたいと思っています。議長同様不慣れでございます。ご指導のほどよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（滝田志孝） 副議長のあいさつが終わりました。

◎追加日程第5 発議第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（滝田志孝） 追加日程第5 発議第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

発議第1号

常任委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により、常任委員会委員の選任を行うものとする。

平成22年5月6日提出

那須烏山市議会議長 滝田志孝

○議長（滝田志孝） 常任委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会条例第10条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任について、事務局長より朗読をさせます。

〔事務局長 朗読〕

朗読いたします。

総務企画常任委員会委員。沼田邦彦議員、佐藤昇市議員、小森幸雄議員、滝田志孝議員、高田悦男議員、樋山隆四郎議員。

文教福祉常任委員会委員。川俣純子議員、渋井由放議員、渡辺健寿議員、久保居光一郎議員、水上正治議員、佐藤雄次郎議員。

経済建設常任委員会委員。田島信二議員、高德正治議員、板橋邦夫議員、平山 進議員、中山五男議員、平塚英教議員。

以上です。

○議長（滝田志孝） ただいま朗読のとおり、各常任委員会委員を指名いたします。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれ常任委員会委員に選任することに決定しました。

◎追加日程第6 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（滝田志孝） 追加日程第6 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、次のとおり互選されましたので、事務局長より朗読をさせます。

〔事務局長 朗読〕

報告第1号

常任委員会委員長及び副委員長の報告について

各常任委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

平成22年5月6日提出

那須烏山市議会議長 滝田 志 孝

○総務企画常任委員会

委員長	佐藤 昇 市
副委員長	沼田 邦彦

○文教福祉常任委員会

委員長	渡辺 健 寿
副委員長	久保居 光一郎

○経済建設常任委員会

委員長	高德 正 治
副委員長	平塚 英 教

なお、氏名はお手元の議案書のとおりでございます。

○議長（滝田志孝） ただいまの朗読のとおり報告いたします。

◎追加日程第7 発議第2号 議会広報委員会委員の選任について

○議長（滝田志孝） 次に、追加日程第7 発議第2号 議会広報委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

[事務局長 朗読]

発議第2号

議会広報委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により、議会広報委員会委員の選任を行うものとする。

平成22年5月6日提出

那須烏山市議会議長 滝田志孝

○議長（滝田志孝） 議会広報委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により、議長が指名することになっております。事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

朗読いたします。

議会広報委員会委員8名。田島信二議員、川俣純子議員、渋井由放議員、久保居光一郎議員、沼田邦彦議員、平山進議員、佐藤雄次郎議員、平塚英教議員。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ただいまの朗読のとおり議会広報委員会委員を指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した8名の議員を議会広報委員会委員に選任することに決定しました。

◎追加日程第8 報告第2号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（滝田志孝） 追加日程第8 報告第2号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会広報委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、次のとおり互選されましたので報告いたします。

委員長平塚英教議員、副委員長渋井由放議員。

以上のとおりであります。

◎追加日程第9 発議第3号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（滝田志孝） 次に、追加日程第9 発議第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

発議第3号

議会運営委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任を行うものとする。

平成22年5月6日提出

那須烏山市議会議長 滝田 志 孝

○議長（滝田志孝） 議会運営委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により議長が指名することになっております。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長 朗読〕

朗読いたします。

議会運営委員会委員7名、川俣純子議員、渡辺健寿議員、高德正治議員、佐藤昇市議員、水上正治議員、高田悦男議員、平塚英教議員。

以上です。

○議長（滝田志孝） ただいまの朗読のとおり議会運営委員会委員を指名いたします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した7名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎追加日程第10 報告第3号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（滝田志孝） 追加日程第10 報告第3号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により次のとおり互選されましたので報告します。

委員長水上正治議員、副委員長高田悦男議員。

以上のとおりであります。

◎追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（滝田志孝） 追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

選挙第3号

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

南那須地区広域行政事務組合同規約第6条第2項の規定に基づき、議員の選挙を行うものとする。

平成22年5月6日提出

那須烏山市議会議長 滝田志孝

○議長（滝田志孝） 本件は南那須地区広域行政事務組合同規約に基づき、組合議会議員の選挙を行うものであります。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法がありますが、そのいずれの方法によるかをお諮りいたします。

選挙第3号については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙については、次の6名を指名いたします。6番沼田邦彦議員、13番小森幸雄議員、14番滝田志孝議員、15番高田悦男議員、16番中山五男議員、18番樋山隆四郎議員。

以上、指名いたしました議員を南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙の当選人として決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、選挙第3号については、ただいまの指名のとおり当選人と決定しましたので、告知いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時13分

〔市長以下各課長 着席〕

再開 午後 1時17分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開します。

◎追加日程第12 議案第4号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について

○議長（滝田志孝） 追加日程第12 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題とします。

ここで、9番板橋邦夫議員の退席を求めます。

〔9番 板橋邦夫 退席〕

○議長（滝田志孝） 事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

議案第4号

那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について

那須烏山市監査委員として、次の者の選任について地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成22年5月6日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（滝田志孝） 市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那須烏山市議会議員の改選に伴いまして、新しく議員から選出をされる監査委員を選任したいので、地方自治法第196条の規定に基づき議会の同意を求めるところでございます。

このたび議会選出委員として、人格が高潔で市の財務管理、経営管理等行政運営に関し、すぐれた識見を有する板橋邦夫氏を選任するものでございます。板橋氏は経済建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員の要職を務められ、議会運営全般に幅広い経験と深い識見を有し、温厚篤実、人格識見ともに優秀でございまして監査委員にふさわしい方でございます。

ぜひともご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議員から選出の人事案件ですので、本案に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、本案に対する質疑、討論を省略し、採決いたします。

追加日程第12 議案第4号については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

9番板橋邦夫議員の復席を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時20分

〔9番 板橋邦夫 着席〕

再開 午後 1時21分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）

○議長（滝田志孝） 追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき議長が必要と認めた場合を除き省略します。

本案について、市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

まず、専決処分の概要でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）を3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

補正予算の概要を申し上げます。補正予算総額は2億852万1,000円を増額をし、補正後の予算総額129億3,031万8,000円とするものでございます。

内容につき申し上げます。一般会計補正予算第7号につきましては、地方交付税のうち特別交付税の額の確定及び国庫補助金の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付限度額が決定をいたしましたもので増額をさせていただきました。そのほかは、人件費の繰り出しを速やかに対応しなければならないことから、補正予算を編成したところでございます。

補正予算の主な内容を申し上げます。歳出につきましては、総務費は今後の財政運営の安定に資するため財政調整基金への積立金2億円を計上いたしました。これによりまして、財政調整基金残高15億4,678万円となりました。

民生費は職員給与分等を国民健康保険特別会計へ繰り出しするために増額補正をするものでございます。

農林水産業費は地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業でございまして、自然休養村のこぶしが丘温泉の浚渫工事費を新たに計上し、また、林道松倉線の道路工事費を増額補正をしたと

ころでございます。商工費は、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業でございます、こぶしが丘遊歩道整備事業の見直しに伴う減額補正を行いました。

歳入につきましては、交付税の確定に伴う補正でございます、普通交付税の特別交付税を1億8,543万7,000円増額いたし、また国庫支出金の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を2,308万4,000円増額をさせていただきました。

何とぞご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回の専決処分であります、一般会計の補正予算ということでございまして、前の議会で全員協議会のほうに交付税の決定と並びに地域活性化きめ細かな臨時交付金が内示になったというような説明があったんですが、その具体的な予算配分であるというふうに理解してよろしいのかなと思うんですが、その中で自然休養村設置整備費事業1,934万5,000円が3,134万5,000円というふうに補正になるわけですけれども、これは自然休養村内にある温泉の源泉関係の改良の予算と考えたらいいのか。なお、その工事についてはいつごろまでに完了し、もとどおり営業になるのかご説明いただければと思います。

その下の林道松倉線整備事業でございますが、1,100万円が1,400万円ということで補正になっておりますが、これもこれで全線完了というふうに理解していいのかどうか。

さらにその下の商品券発行支援事業につきましては、400万円が300万円に減額になっているんですが、この減額になった理由をご説明いただきたいと思います。

こぶしが丘遊歩道整備事業につきましては減額になっておりますが、これらの理由についてご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） それではまず、商工観光課所管の内容について説明を申し上げます。

まず最初に、1,200万円ほど今回計上させていただいておりますが、これは先ほど市長の説明にございましたように、こぶしが丘温泉の源泉の浚渫工事にかかる経費でございます。完了の予定は約2カ月程度見ておまして、実際は1カ月程度影響するのかなと思います。事業自体は朝ぶろなどもあります。朝ぶろは閉鎖をいたしません。影響は約1カ月程度と見ておまして、6月中旬、どんなに遅くても下旬までにはすべて完了するというところで話を進めて

いるところでございます。

続きまして、商品券の件でございます。商品券につきましては、繰越明許でおおむね換金があつて初めて執行するものでございまして、60%程度が平成21年度と見込んでおりましたが、3月末になりましておおむね70%程度の換金が予定されました。その関係がありまして、平成21年度に70%執行する。残りの30%を平成22年度に繰り越すものでございます。今回減額となっております。

それから、こぶしが丘遊歩道の整備事業についてでございます。約700万円程度減額しておりますが、これは3月議会が終わった後、再度現場のほうを確認いたしました。そういった中で一方通行であったり、また水路周辺でどうしても今後整備を図っていく中でも管理上大きな問題がある。また、利用者の目線に立ちまして、こぶしが丘遊歩道は周遊できるような、また小白井へ抜ける人生の並木道、小倉の遊歩道、それらと連携を図るということを一体的に考える考え方で、あくまであのこぶしヶ丘遊歩道につきまして、一方通行だったり、ちょっと危険な箇所についてはあくまで今後は管理道路として施設は残しますが、その部分は整備を行わないという考え方に立ちまして、今回減額となっております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 林道松倉線についてお答え申し上げます。

この路線は平成19年度から実施してございまして、今回のこの発注をもって全線事業完了というようなことで予定してございます。300万円ほど事業費が増嵩になるのは、地質が非常にもろくてのり面が崩落してきますので、そのガードフェンス関係について予算を措置したものでございます。

これは平成19年度からやっております、入り口市道部分なんです、ここがまだちょっと狭隘でございますが、4,800万円弱程度の事業費を投下してございます。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はありますか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） まず、執行部のほうにお願いを申し上げます。定例会の議案書につきましては前もって我々に渡されますので、自宅で内容を検討すること、自宅で審議することが可能であります、この臨時議会につきましては、直前に渡されますので、この内容を一々検討するいとまがないんです。そんなことから、ぜひ1日でも2日でも結構です前から、我々議員に渡してくださるようにご要望いたします。

そういう中で、2、3点質問をいたします。3ページの繰越明許費の補正予算であります、衛生費の保健衛生費、国民健康保険の特別会計の繰出金3,112万4,000円ありますが、

これはなぜ繰越明許とされたのか。これを追加されたのかについてまず1点をお伺いしたいと思います。

あとは隣の平塚議員が先ほど質問しましたので結構です。1点だけお伺いします。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） お答え申し上げます。衛生費の国民健康保険の繰越明許でございますが、これらにつきましてはご存じのとおり、現在、七合診療所の医師住宅及び診療棟の改修工事を行っておりますが、これらにつきましては年度内に完成が難しいということで、3月補正でお願いしました明許繰越ということでさせていただきます。なお、完了予定につきましては、8月いっぱいということで契約を結んでおります。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（滝田志孝） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいま上程中の第1号議案について質疑を行います。

8ページです。総務費の財政調整基金費でございます。2億円を積み立てたようですが、どのような方法で積み立てたのかお伺いします。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 財政調整基金、今回2億円を積み立てることといたしました。この方法につきましては、会計管理者であります会計課長に例えば定期預金あるいは普通預金、そういう手法になるかというふうに思っておりますが、有効な積立の方法といたしますか、そういうことが当然検討されて積立がなされるものと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 貴重な財源でありますから、有効に利用していただきたいと思いますが、その点については担当のほうから説明があればありがたいですが。

○議長（滝田志孝） 平山会計課長。

○会計課長（平山 隆） 積立につきましては、国債等有利なものを限定して有利に運用していきたいと思っておりますが、まだ結論は出ておりませんが、なるべく有利な方法で積立をしていきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） ほかにございませんか。

10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 1点だけお伺いしますけれども、商工費のこぶしが丘遊歩道の整備関係なんですけど、700万円ほど減額しておりますけれども、当初予定した工事がこれで終了

なのかどうか。あるいは今回は繰越明許でしたけれども、平成22年度でさらに工事が出てくるのかどうか。その辺の確認をお願いします。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今、水上議員がおっしゃったように、これは3月のときに課題になりましたが、先ほど商工観光課長から報告を受けましたように、私ども、市長も含めて現地を視察して再検討して、そのような結論を出したわけでございます。しかし、こぶしが丘温泉を中心としてあそこの自然休養村のこれからもいろいろその状況を見て、またそういったハイキング者とかそういう方にとって危険であるということであれば、今後も整備する必要性があれば整備していきたい。現在のところは、最小限のこれで大丈夫だろうということで、今回こういった補正を変更して計画をしたということですので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○10番（水上正治） 了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第13 議案第1号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することといたします。

◎追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）

○議長（滝田志孝） 追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

○議長（滝田志孝） 本案について市長の提案理由の説明を求めます。
大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについてでございます。今回の那須烏山市税条例の一部改正は、平成22年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成22年3月31日に公布をされ、平成22年4月1日から施行されることになりましたことから、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

主な改正内容でございますが、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者の個人住民税について、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算し、一括をして特別徴収するものとする改正でございます。その他の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴う項ずれによる修正等が主な改正内容でございます。

詳細につきましては、税務課長より補足説明をさせていただきますので、何とぞ慎重審議をいただきましてご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） 説明させていただきます。お手元の改正の新旧対照表をお開きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

今回の改正につきましては、公的年金のある方でさらに給与所得がある方の市民税の納付方法についての改正でございます。改正の内容につきましては、平成21年10月から始まりました制度では公的年金を支給されている65歳未満の方で給与所得のある方は、公的年金に係る市民税の所得割については普通徴収の方法で、給与所得に係るものについては特別徴収の方法と、1人の市民の方が二通りの方法で市民税を納付することとしていました。

今回の改正によりまして、65歳未満の所得のある方で公的年金を受給することになっている方は、給与から一括して住民税を特別徴収することができる改正でございます。改正の内容につきましては、新旧対照表の1ページ、第44条の改正でございますが、そのようになってお

ります。

次のページの4項の追加が一番下にありますが、4項の改正につきましては、65歳以上の方において、現行のとおり公的年金に係る市民税の所得割額を年金の特別徴収としまして、それ以外の住民税を給与所得の特別徴収または普通徴収の方法により納付することとするための読みかえ規定を追加するための4項規定を追加したものでございます。さらに、4項が追加されることに伴いまして、現行の5項を順次繰り下げるとするものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。附則第15条の削除につきましては、地方税法の附則条文が削除されたことに伴いまして、市税条例の附則条文を削除するものでございます。附則第20条の4及び第20条の5の改正につきましては、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の名称が変更となったことに伴いまして、法令の名称を改正するものでございます。

もとに戻りまして改正条文のほうに戻っていただきたいと思います。改正条文の附則の第1条につきましては、施行日を平成22年4月1日としまして、租税条約にかかわる法令の名称の改正につきましては法令の施行日の平成22年6月1日とするものであります。

附則第2条の改正につきましては、適用を平成22年度といたしまして、公的年金の受給者で給与所得のある方が、申し出により公的年金に係る住民税の所得割額を普通徴収とすることができる規定を設けたものでございます。

また、今回の税条例の改正によりまして、65歳未満の公的年金の受給者で給与所得があるため特別徴収に該当する方は市内で120人と予定しております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で市長の提案理由の説明及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第2号 専決処分の承認でございますが、今、提案理由にありましたように、市税条例の一部改正ということでございまして、説明によりますと65歳未満の公的年金受給者の中で給与所得を得ていた方が、今までは給与については給与から引く。年金については特別徴収という二通りでやっていたものを、今回給与から一括して納税ができるというふうになったということでございますが、簡単に言うと、そういうことによって、納税者にとっては増税にはならないというふうに理解していいのかどうか。それが1点。

それと、4項なんですけど、やはりこれも65歳以上の者なんですけれども、給与所得及び公的年金等に係る所得外とするということで、これはやはり選択ができるというような考え方でいいのかどうか。また、最初の質問と同じですが増税にはならないのかどうか。その辺をお聞

きしたい。

それと名称の変更でございますが、租税特別措置法関係での所得による住民税関係というふうな理解でよろしいのかどうか。租税特別措置法そのものに問題がありますが、これについてもいわゆる納税者にとっては税そのものには影響ないというふうに理解していいのかどうか。その点を確認しておきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） まず基本的に今回の改正に伴いまして徴収の方法がちょっと変わったために、税額そのものの額の変更はまず一切ございません。それは全部のご質問に対して同じでございます。

今、申し上げましたように、給与所得がある方で公的年金のある方につきまして、今まで先ほどありましたように2つの方法で年金のほうは年金の特別徴収、給与は給与の特別徴収ということになりますと、市民の方は二通りで1つの税金を払うということになりますので、今回の改正で65歳未満の方につきましては、給与1本になったということで市民の方は理解をしやすいと考えられます。そのような形でよろしいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（滝田志孝） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第14 議案第2号について、原案のとおり承認することにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第15 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（滝田志孝） 追加日程第15 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

○議長（滝田志孝） 本案について市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に交付をされ、同年4月1日から施行されることに伴いまして、国民健康保険の被保険者等が倒産や解雇等の理由により離職をした雇用保険の受給資格者である場合等における国民健康保険税の軽減措置を設ける規定を整備するため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分をいたしました那須烏山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、同法第179条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものであります。

詳細につきましては市民課長より説明を申し上げますので、何とぞご審議をいただきましてご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） それでは、ただいま上程中の専決処分の承認を求めることにつきまして、詳細説明を申し上げたいと思っております。

今回の改正につきましては、税制全般にわたる改革の一環といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に交付され、同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険の被保険者が会社の倒産や解雇等の理由で離職したことにより、雇用保険の受給資格者となった場合等において、国民健康保険税の減額措置等を講ずるため所要の改正を行ったものであります。

それでは、改正条例について別添新旧対照表により説明申し上げますので、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。この対照表のアンダーラインがひいてある部分が今回の改正箇所となるわけでございます。

まず、1ページの条例第21条におきましては、国民健康保険税の減額規定としまして第1号(1)で6割軽減を、第2号(2)で4割軽減を規定しておりますが、今回、地方税法第730条の5第2項の削除に伴いまして、第1号及び第2号中第730条の5第1項となっていたものを第730条の5に改めるとともに、第314条の2第2項に規定する金額となっていたものを33万円と、これらにつきましては明文化をした改正であります。

次に2ページでございますが、地方税法第730条の5の2の改正に伴いまして、第21条の次に特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例といたしまして新たに第21条の2を追加した条文でございます。これらにつきましては、ご承知のとおり会社保険に加入していた方が会社等をやめた場合においては、原則国民健康保険に加入されることとなります。国民健康保険税の所得割につきましては、いわゆる前年度をもとに算定しますので、失業等により現在収入がなくても賦課される課税額が前年の所得で見ますので多くなることも考えられます。

このようなことから、会社の倒産や解雇等の会社の都合により離職した人の税負担を抑えるため、所得割の算定の基礎となる総所得金額の中に給与所得が含まれている場合には、失業した特定受給者及び特定事由離職者について、前年の給与所得を100分の30として税額を算定する特例措置を講ずることとしたものであります。なお、対象者につきましては、平成21年3月31日以降に雇用保険及び労働契約等が更新されず失業した65歳未満の方となります。

また、軽減措置の適用期間につきましては、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年の年度末までとなりますが、国民健康保険税の減額を行うものは平成22年度分からとなります。

続きまして、3ページの特例対象被保険者等に係る申告書の提出書として第22条の2を追加したわけでございます。これらにつきましては今回の軽減の対象となる特例対象被保険者等はあくまでも申告をしていただかないと、その対象者であるかどうか市では判断できないため、いわゆるハローワークで発行される雇用保険受給資格者証を提示の上、申告していただくこととなります。そういった関連条文の追加でございます。

次に、同じ3ページの附則第2項の改正につきましては、第21条の改正と同様第703条の5の第2項の削除に伴う改正でございます。

次に、附則第7項につきましては、「その他その世帯の」となっていたものを「その世帯」

に改め、用語の整理を行った部分でございます。

最後になりますが、3ページから4ページにかけては附則第13項及び第14項の規定につきましては、租税条約及び租税情報交換協定を称して従来の租税条約に「等」を加えた法令名等の改正に伴う所要の改正でございます。なお、一部改正条例の施行日につきましては、平成22年4月1日からということございまして、附則第13項及び第14項の改正につきましては、法律の施行期日の関係から平成22年6月1日となります。参考でございますが、現在まで4月分で申請者は、そういった離職者等で受け付けている分が58名おります。

以上で詳細説明を終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（滝田志孝） 以上で市長の提案理由の説明及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第3号 専決処分の承認を求める件についてであります。今、市長並びに担当課長のほうから提案理由の説明がありました。平成22年3月31日交付、4月1日施行の改正に伴う国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということございまして、主には倒産とか解雇による離職者について国民健康保険税の軽減を行う所要の改正ということですが、第21条の2ですね。収入がなくても前年度の所得に対して賦課される納税額、それについて所得割算定基礎を100分の30というふうに読みなおして計算するということですよ。対象は65歳未満ということで、その最後のところが理解できなかったんですけども、本年の4月1日から来年の3月いっぱいまでということでの理解でいいのかどうか。その辺をちょっともう1回確認をしておきたいと思っております。

それと、申告方式だというのはわかるんですが、ここがいつもお役所さんと住民の側のなかなか難しいところで、知っているのに納税者のほうが知らないのと言わなかったというような問題が役所関係でいろいろあるんですよ。その辺は確かに申告方式だというのはわかるんですが、ハローワークで発行する雇用保険受給者資格証を持ってこいということなんですけれども、こういう大変な目に遭っている方が大勢いるわけですから、なるべくその辺は住民本位にこういう手続をすればこういう申告をして、国民健康保険税がこういうふうに減額になりますよということで、これは市民課だけではなくてそれぞれの担当課のほうで、ハローワーク関係だとすればこれは商工観光課のほうでも関係することでありましょうし、そういう意味で横の連絡をとって申告方式には違いありませんが、なるべく役所のほうが親切に教えてあげるといって、市民の利便にこたえるということで検討してもらいたいと思うんですが、その辺の考え方についてももう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） それでは、第1点目の所得に対する100分の30というご質問だとは思いますが、あくまでも100分の30にするのは給与所得に対して100分の30ということでございます。その他の所得については対象外ということでございます。あくまでも会社をやめた方ですから給与所得。

この対象なんです、これらにつきましては平成21年の3月31日から平成22年度ですね、離職した方につきましては平成22年度の保険税が100分の30で減額の対象になる。また、今年度平成22年度、これからそういったことで会社の都合等で離職した方につきましては、例えば今年度やめた場合には来年の対象になるということでございます。ですから、これらにつきましては平成22年度限りではなくて、今のところ今後こういった方が該当すれば対象になるということでございます。

また、3点目の周知等につきましては、十分にお知らせ版等々で周知をしまして、また議員提案のとおりハローワークと連携をとりまして十分に趣旨のPRを図ってまいりたい。そういう方が少しでも申告漏れがないように努力してまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 2点お伺いいたします。今年度の途中で離職した場合、そういう方もその後の税額というのは減免することができるのでしょうか。これが1点です。

それに先ほど課長の提案理由の中で、現在58名の申し出があると伺いましたが、平成21年度中も相当の離職者等があったはずなんです、そういう方から具体的に税金を納められないから減免してもらえないかというような申し出が何件ぐらいあったか。あったとすればその件数についてお伺いします。

以上2点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） まず、第1点目につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、今年度例えばそういうことで離職された場合には、引き続き来年度該当するというようになりますので、参考に例えば平成22年の4月1日から平成23年の3月30日までに離職された方につきましては、平成23年度末、平成24年3月31日までが該当になるということでございます。

ですから、それ以降も例えば平成23年4月から平成24年とかいった離職者が該当した場合には平成24年度末までということでございます。ただ、始まりは先ほど申し上げましたように平成21年の3月31日からということでございます。それ以前の方につきましてはこの

法律上該当しないということでございます。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） この改正の計数とか金額というのは独自のものなのか。地方税法上で全国统一かどうかということが1点。

それともう一つは、法の第703条の5、33万、この根拠、これは非課税ということだけれども、所得税は38万円、地方税は36万円が非課税なんだけれども、33万円というのはどこから来た数字というか、何が目的なのか。その2点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） まず33万円のことにつきましては、先ほど詳細説明で申し上げましたが、これは地方税法で決められた金額なんです。だから、これは法律のほうで決められた。ですから、うちのほうでこの33万円につきましては国民健康保険税につきましてはその33万円を基準としまして6割軽減とか、4割軽減とか。その33万円はあくまでも地方税法で決められた金額なんです。

○10番（水上正治） わかりました。いわゆるどうにもならないということだよ。了解です。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第15 議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することといたします。
これもちまして、この臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。
ここで市長のあいさつを求めます。
大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄） 第3回市議会5月臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、上程をさせていただきましたいずれの議案も原案のとおり承認、ご同意をいただき、まことにありがとうございます。感謝とお礼を申し上げます。

また、本臨時会の中で議長に滝田志孝議員、副議長に平山 進議員が選出をされ、まことにおめでとうございます。お祝いを申し上げます。さらに、議会委員の選出、各委員会の構成が決定するなど、新たな議会体制によりますます輝かしい船出となりましたことはまことにご同慶の至りでございます。

いよいよ新たな議員各位とともに那須烏山市のまちづくりが始まります。冒頭のごあいさつでも述べさせていただきましたが、総合計画前期基本計画3年目となる本年度は、厳しい社会経済状況の中で極めて重要な年度であると存じております。私ども執行部も一丸となりましてさらなる市政発展の基礎固め、また住民福祉の向上に最大限の努力を傾注してまいり所存でございます。議員各位におかれましては、今後ともさらなるご指導、ご鞭撻、ご尽力を賜りますように切にお願いを申し上げます。

さて、ことしは天候不順で寒暖差の激しい日が続きましたが、いよいよ新緑の季節を迎えました。議員各位にはご多忙のことと存じますが、何とぞご健勝で市政の発展のためにご尽力をいただきますことをご祈念を申し上げ、簡単ではございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝田志孝） それでは閉会にあたり、ごあいさつ申し上げます。本日、開催されました第3回5月臨時会は議会改選後最初の議会であります。本臨時会は、正副議長及び各常任委員会委員等の選任ほか市長から提出された4議案につきまして、慎重に審議を尽くされ、ここに全部の議案を終了することができました。各位のご協力に対し、深く敬意を表するところです。私も新議長として円滑な議会運営のため努力していきたいと考えているところであります。今後とも特段のご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

○議長（滝田志孝）　これで、平成22年第3回那須烏山市議会5月臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

[午後 2時16分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成22年7月13日

臨時議長 板橋邦夫

議長 滝田志孝

署名議員 田島信二

署名議員 川俣純子